

議案第 13 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 54 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「及び使用」の次に「並びに施設の構造の基準」を加え、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第 2 条第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 公共下水道の構造等
(排水施設の構造の技術上の基準)

第 2 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める排水施設の構造の技術上の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 略</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、瑞穂町(以下「町」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用並びに<u>施設の構造の基準</u>について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p><u>(4)排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造等</u> (排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p><u>第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める排水施設の構造の技術上の基準は、規則で定める。</u></p> <p>第2章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1から別表第6 略</p>	<p>第1章 略</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、瑞穂町(以下「町」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用_____について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を<u>定めること</u>を目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>第2章から第6章 略</p> <p>別表第1から別表第6 略</p>